

ID: 48

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課 歴史みらい館

| | | | | | | |
|---|------------------------|---------|-------|--|--|--|
| 処分の概要 | 特別展観覧料の徴収 | | | | | |
| 例 規 名 根 拠 条 項 | 村田町歴史みらい館条例 第5条第1項ただし書 | | | | | |
| 例 規 番 号 | 平成6年条例第1号 | | | | | |
| 【基準】 | | | | | | |
| 第5条第1項の規定による。 (観覧料) 第5条 観覧料は無料とする。ただし、町長は、特別な企画による展示を観覧しようとする者から、別表に掲げる特別な企画による展示観覧料(以下「特別展観覧料」という。)を徴収する。 2 既に徴収した特別展観覧料は、返還しない。ただし、町の責めにより観覧できなかつた場合その他正当な理由がある場合は、この限りではない。 | | | | | | |
| 備考 | | | | | | |
| 設 定 年 月 日 | 令和 3 年 4 月 2 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 | | | |